

移譲法律数全国一

(市町村への権限移譲)

静岡県

人口：3,775,400人

面積：7,780.12km²

担当部署：合併推進室

概要

市町村の自主性・主体性を高め、住民に身近な行政は住民に身近な市町村が行うことが望ましいという考えに基づき、県から市町村への権限移譲を積極的に推進

県・市町村を通じた行政の生産性の向上のために、県と市町村のどちらで実施したほうが、効率的で住民満足度が高まるかという視点から、移譲に当たっては、自治能力に応じた段階的な移譲を原則

本県の権限移譲の3つの特徴

- ①全国に先駆けた着手
- ②政令指定都市への大幅な権限移譲
- ③全国トップクラスの移譲実績

内閣府の地方分権改革推進委員会調査結果によると、市町村への移譲対象法律数が86本と、全国一の実績

選定理由

(総務省コメント)

静岡県は、住民に身近な行政サービスの権限を積極的に市町村へ移譲しており、その中には、NPO法人の設立認証など地域で活動する人たちが直接、恩恵を受ける権限もある。

それにより、基礎自治体と住民との距離がより近くなることや地域協働の推進につながる点が期待される点を評価し、選定した。

背景

○平成 5 年度

地方分権の推進を県政の最重要課題として位置づけ、全庁的な取組

○平成 6～7 年度

全国初の庁内地方分権研究会を設置し、検討結果を政府の地方分権推進委員会へ提言

○平成 9 年度～

市町村への計画的な権限移譲を推進するため、第 1 次権限移譲推進計画を策定、以降、3 年ごとに計画策定

○平成 17 年度

静岡市の政令指定都市移行に伴い、NPO 法人設立認証事務等、他都市の例にない大幅な権限移譲を実施

具体的内容

1 権限移譲の推進に対する基本的な考え方

- 市町の自治能力に応じた段階的な移譲を原則
- 移譲事務の内容に応じた市町の体制などを総合的に勘案
- 県の広域的施策及び合併推進に支障がないかを十分考慮

2 市町村への権限移譲推進計画

- 県市長会、県町村会及び各市町との調整結果等を踏まえた県独自の権限移譲推進計画を策定し、計画的な権限移譲を推進
- 平成 9 年度に第 1 次権限移譲推進計画（平成 10～12 年度）を策定、以降 3 年ごとに計画を策定し、現在は、第 4 次権限移譲推進計画に基づく権限移譲を実施

3 権限移譲計画及び実績等

- 権限移譲推進計画及び実績

計画	年度	計画		実績	
		法令数	事務数	法令数	事務数
第 1 次	H10～12	38	165	37	156
第 2 次	H13～15	42	362	60	470
第 3 次	H16～18	88	1,118	131	1,303
第 4 次	H19～21	22	220	33	312

※第 4 次計画の実績は、平成 20 年 12 月 1 日現在

○移譲事務数の推移（各年度末累計）

年度	法令数	事務数
平成 12 年度	118	1,179
平成 13 年度	136	1,367
平成 14 年度	137	1,460
平成 15 年度	143	1,577
平成 16 年度	151	1,610
平成 17 年度	184	2,135
平成 18 年度	192	2,384
平成 19 年度	199	2,430

※法令数は、法律、政令、規則、県条例の計

4 移譲対象市町への支援

(1) 財政支援

移譲事務に必要な経費は、権限移譲事務交付金により措置

年度	実績額等	備考
平成 18 年度	265 百万円	
平成 19 年度	265 百万円	
平成 20 年度	401 百万円	予算額 うち 102 百万円は新規の旅券関係事務

(2) 人的支援

移譲対象事務に係る集合研修の他、県・市町村職員人事交流制度及び県技術職員の市町村派遣制度を活用

	県→市町	市町→県	県技術職員の 市町派遣
平成 18 年度	31 人	80 人	42 人
平成 19 年度	29 人	44 人	60 人
平成 20 年度	22 人	30 人	48 人

5 権限移譲事務の事例

政令市	特例市	10万市	他市	町	主な移譲事務（根拠法令）
●					NPO法人設立認証等（特定非営利活動促進法）
●					組合設立の認可等（農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法）
●	●				林地の開発行為許可等（森林法）
○	●				ばい煙発生施設設置届の受付、立入検査等（大気汚染防止法）
●	●	●			組合設立の認可等（中小企業協同組合法）
●	●	●			農地転用の許可等（農地法）
●	●	●			農用地区域での開発行為許可等（農業振興地域の整備に関する法律）
○	●	●	●		特定工場新設届の受付等（工場立地法）
○	●	●	●		違反公告物表示者に対する措置命令等（屋外広告物法）
○	○	●	●		市街地再開発促進区域内の建築許可等（都市再開発法）
●	●	●	●	●	鳥獣の捕獲許可等（鳥獣保護法）
○	●	●	●	●	墓地、火葬場等の経営許可等（墓地、埋葬等に関する法律）
○	●	●	●	●	動物の死体収容（動物の愛護及び管理に関する法律）

○…法令に基づき当該区分の市の事務とされているもの

●…事務処理特例条例に基づく移譲

取組中の課題・問題点

【事例】「政令指定都市への大幅な移譲」の支障となるような制度

- 法令上事務事業の責務を負う主体が都道府県に限定されているなど、制度上の制約から、事務処理の特例条例による権限移譲に障害（砂防、地すべり防止事業、農業改良普及事業等）
- 国庫補助対象が都道府県に限定され、政令指定都市が当該事業を施行しても国庫補助対象外（保安林目的達成のための治山事業等）

工夫点

1 庁内の取組体制（市町村合併推進本部）

- 市町村合併及び権限移譲の推進のため、知事を本部長、各部局長等を本部員とする市町村合併推進本部を設置
- 権限移譲推進計画は、知事、部局長等が出席する同本部会議で決定
- 本部長である知事の指示の下、全庁的な取組体制が確立

2 市町村との協議の場（県・市町権限移譲推進協議会）

- 権限移譲推進計画の策定に際し、県と市町との意見調整を実施
- 移譲対象事務の抽出に当たり、個々の市町との調整に先立つ意見交換及び意見集約の役割
- 構成

構成団体	委員	備考
静岡県	総務部理事（分権担当） 総務部合併推進室長	
県内の市	市長会が指名する市の分権 担当課長（5市）	政令指定都市、特例市、 人口10万以上市、一般市
県内の町	町村会が指名する町の分権 担当課長（2町）	
市長会・町村会	市長会町村会総合事務局長	

効果

【事例】NPO法人の設立認証（特定非営利活動促進法）

- 平成17年4月に静岡市が政令指定都市へ移行することを踏まえ、NPO法人の設立の認証事務を全国に先駆けて権限移譲
- 平成19年4月に政令指定都市へ移行した浜松市へも、移行時に移譲
- 移譲対象は、移譲市のみならず事務所を有する法人の認証で、地域密着型のNPO法人の認証事務を有したことで、市民との協働による地域づくりの機運が高まる等の効果
- 移譲市における認証状況

	移譲時法人数	17年度認証数	18年度認証数	19年度認証数
静岡市（ ^⑰ 移譲）	129	25	37	34
浜松市（ ^⑲ 移譲）	105	—	—	18

- 県全体及び移譲市の法人数（H20.11.30現在）

県全体	静岡市	浜松市
839	235（28.0%）	142（16.9%）

今後の課題

市町の事務処理能力を勘案し、主に市町人口規模による移譲を推進していることから、市町村合併の進展に応じ、政令指定都市をはじめとした高度な自治能力を有する市と小規模の未合併町等との移譲事務格差が拡大傾向

今後取り組む自治体に向けた助言

県民サービスに支障とならないよう、市町村の体制を勘案した移譲が望ましいため、権限移譲ありきで進めるのではなく、市町村合併をはじめとした行政体制整備の支援と一体的な運用が必要不可欠

アドレス

静岡県総務部自治局合併推進室

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-220/>